

墨田区社会福祉協議会地域福祉活動助成金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、町会及び自治会（以下「町会等」という。）が、地域福祉活動を行うために要する経費の一部を助成することにより、高齢者、障害者、児童などが住み慣れた地域で安心して暮らしていける「福祉のまちづくり」の推進に資することを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成金の交付対象は墨田区内の各町会・自治会とする。

(助成金額)

第3条 助成金の額は、町会等の加入世帯数及び地域福祉活動の内容に応じて別途定める。

(助成の範囲)

第4条 町会等が地域福祉活動を行うために要する経費のうち、次号に掲げるものとする。

- (1) 町会等が実施する世代間交流行事に要する経費
- (2) 町会等が実施する見守り・声かけ活動等に要する経費
- (3) 町会等が実施する住民への訪問活動に要する経費
- (4) 町会等の活性化、会員増強に要する経費
- (5) 町会等の福祉に関する組織づくりに要する経費
- (6) 前各号に要する事務経費
- (7) その他、墨田区社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が必要と認める経費

(助成の交付申請)

第5条 町会等の代表者（以下「代表者」という。）は、助成金の交付を受けようとするときは、交付申請書（第1号様式）を会長に提出するものとする。

(交付決定)

第6条 会長は、前条の交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは速やかに交付決定し、助成金交付決定通知書（第2号様式）により代表者に通知する。

(事業実績報告書の提出)

第7条 助成金の交付を受けた町会等は、助成金に係る事業年度終了後、速やかに事業実績報告書（第3号様式）を会長に提出するものとする。

(交付決定の取り消し等)

第8条 会長は、助成金の交付を受けた町会等が、この要綱の定めるところに反したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。